

2020年2月28日

文部科学大臣 萩生田光一 殿

全国大学高専教職員組合
中央執行委員長 鳥畑 与一

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

貴職が、文部科学行政、とくに高等教育の充実に尽力されていることに、心より敬意を表します。

2月25日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発表され、感染拡大防止等を目的として、国民等への情報提供や協力要請、医療提供体制等についての重要事項が示されました。その中で、患者・感染者との接触機会を減らす観点から、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等が呼びかけられています。また、2月27日には政府から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休業について要請がありました。

つきましては、多数の人が出入りする国公立大学・共同利用機関・高専の教職員への感染拡大防止の観点から、下記の事項について、各法人に対して特段の措置を要請していただきますよう要望致します。

記

1. 教職員が新型コロナウイルスに感染し、就業制限となる期間については、有給の特別休暇（常勤・非常勤問わず。以下同じ）とすること。
2. 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合や、感染したかどうか判別できないが発熱等の風邪症状が見られる場合は、原則として自宅待機等の措置を講じ、その期間については有給の特別休暇とすること。
3. 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業によって子の監督等が必要になる教職員に対して、有給の特別休暇を付与する等の配慮を行うこと。
4. 職場の実態等に応じてテレワークや時差出勤を推進すること。

以上